

は「手続台帳」の番号を、「手数料の種類」には「送付手数料」、「国際出願手数料」、「調査手数料」、「予備審査手数料」、「取扱手数料」のように納付する手数料の種類を記載し、「納付金額」には見込額から納付に充て不足手数料の額を記載する。法第18条第3項において準用する特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により不足手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「【補正対象書類名】には「願書」、「国際予備審査請求書」のように補正する書類名を記載し、「【予納台帳番号】」を「【振替番号】とし、振替番号を記載し、「【手数料の種類】」には「送付手数料」、「国際出願手数料」、「調査手数料」、「予備審査手数料」、「取扱手数料」のように納付する手数料の種類を記載し、「【納付金額】」には納付すべき不足手数料の額を記載する。法第18条第3項において準用する特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により不足手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、「【手数料補正】」の欄の「【予納台帳番号】」を「【納付書番号】」とし、納付書番号を記載し、「【補正対象書類名】」には「願書」、「国際予備審査請求書」のように補正する書類名を記載し、「【手数料の種類】」には「送付手数料」、「国際出願手数料」、「調査手数料」、「予備審査手数料」、「取扱手数料」のように納付する手数料の種類を記載し、「【納付金額】」には納付すべき不足手数料の額を記載し、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証(特許庁提出用)を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「【予納台帳番号】」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。

3 その他は、様式第1の備考1から5まで、20及び21、様式第3の備考1から11まで、13及び15から20まで、様式第11の7の備考3並びに様式第27の備考2と同様とする。

様式第二十の備考1「様式第1の備考1」や「その他は、様式第1の備考1」並びに様式第8の備考1」や「様式第8の2の備考1並びに様式第27の2の備考2」は次の「同備考」の後段と同じく加える。

この場合において、様式第18の2の備考1中「Amount of the Additional Fee」とあるのは、「Kind of Fee and Amount」と読み替えるものとする。

様式第二十の備考2「同備考」は「同備考」の備考1として次のように加える。

1 令第1条第2項の規定による命令に基づき手続の補正(法第18条第2項(同項の表3の項に掲げる部分に限る。))の規定により納付すべき手数料の納付の補正にするとときは、表題を「CORRECTION」とする。

(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部改正)

第九条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則(平成二年通商産業省令第41号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項を同条第四項とし、「同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の届出であつて氏名若しくは名称の変更及び住所若しくは居所の変更に係るものは、一の書面で行うことができる。

第六条第一項中「第十条第五号」の下に、「第五号の二」を加え、同条第二項中「商標法条約に基づく規則」の下に「特許法条約に基づく規則20(1)又は商標法に関するシンガポール条約に基づく規則で定める」を加え、「こと」を「こと」と改める。

第十条第一号中「特許出願」の下に「特許法第三十八條の三第一項の規定による先の特許出願を参照すべき旨を主張する方法による特許出願を除く。」を加え、同条第五号の次に次の一号を加える。

- 五の二 国際出願等に係る手続であつて、次に掲げるもの(国際出願法第三条第一項の規定による経済産業省令で定める外国語による国際出願に係る手続を除く。)
- イ 国際出願法第八条第四項又は同法第十二条第三項の規定により追加して納付すべきことを命じられた手数料の納付書の提出
- ロ 国際出願法第十条の規定による国際予備審査の請求書の提出
- ハ 国際出願法第十二条第三項の命令に基づく請求の範囲の減縮書の提出
- ニ 国際出願法第十三条の規定による答弁書の提出

ホ 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令(昭和五十三年政令第二百九十一号)以下「国際出願法施行令」という。)

第一条第二項の規定による命令に基づく手続の補正(国際出願法第十八条第二項(同項の表三の項に掲げる部分に限る。))の規定により納付すべき手数料の補正に限る。)

又は国際出願法施行規則第三十一条の二第一項に掲げる手数料の納付の補正

ハ 国際出願法施行規則第九条の規定による氏名変更等の届出(印鑑を変更する場合を除く。)

ト 国際出願法施行規則第十条の規定による名義変更の届出(譲渡証書その他の書面の提出が求められている場合を除く。)

チ 国際出願法施行規則第四十四条の規定による追加手数料異議の申立てに係る陳述書の提出

リ 国際出願法施行規則第七十八条の規定による手数料の納付書の提出

第十條第七号中「又は第四項」を「第四項又は第六項」に改め、同条第三十九号中「の規定による期間」を「又は特許法第五条第三項(実用新案法第二条の五第一項並びに商標法第七十七條第一項及び同法附則第二十七條第一項(同法附則第二十三條において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。の規定による期間」に改め、同条第四十号中(同法第四十一条の二第六項において準用する場合を含む。))を「同法第四十一条の二第二項」に改め、同条第四十三号中「第四十一条の二第一項若しくは第二項」を「第四十一条の二第一項若しくは第七項」に改め、同条に次の二号を加える。

六十二 特許法施行規則第二十五条の七第六項、第二十七條の四の二第四項(同条第七項(実用新案法施行規則第二十三條第二項において準用する場合を含む。))及び実用新案法施行規則第二十三條第二項において準用する場合を含む。)、第三十一条の二第七項、第三十八條の二第三項(実用新案法施行規則第二十三條第三項において準用する場合を含む。)、第三十八條の六の二第四項(実用新案法施行規則第二十三條第四項において準用する場合を含む。))又は第三十八條の十四第三項(同条第六項(実用新案法施行規則第二十三條第七項において準用する場合を含む。))及び実用新案法施行規則第二十三條第七項において準用する場合を含む。の規定による回復理由書の提出

六十三 商標法施行規則第六條の二第三項、第七條の二第二項又は第十八條第八項の規定による期間延長請求書の提出

第十九條第一項第十八号を同項第十九号とし、同項第十七号を同項第十八号とし、同項第十六号を同項第十七号とし、同項第十四号を同項第十五号とし、同項第八号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、同項第七号の次に次の一号を加える。

ハ 特許法施行規則第二十五条の七第七項、第二十七條の四の二第五項(同条第七項(実用新案法施行規則第二十三條第二項において準用する場合を含む。))及び実用新案法施行規則第二十三條第二項において準用する場合を含む。)、第三十一条の二第八項、第三十八條の二第四項(実用新案法施行規則第二十三條第三項において準用する場合を含む。)、第三十八條の六の二第五項(実用新案法施行規則第二十三條第四項において準用する場合を含む。))又は第三十八條の十四第四項(同条第六項(実用新案法施行規則第二十三條第七項において準用する場合を含む。))及び実用新案法施行規則第二十三條第七項において準用する場合を含む。の規定により提出すべき正当な理由があることを証明する書面

第十九條第一項に次の二号を加える。

- 二十 国際出願法施行規則第二十一条の二第四項の規定により提出すべき先の調査の結果の写し等の送付を請求する旨を記載した書面
- 二十一 国際出願法施行規則第二十八條の三第三項の規定により提出すべき回復理由書又は同条第四項の規定により提出すべき回復理由があることを証明する書面(同条第二項の規定により願書において優先権の回復をする場合に限る。)